

北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会 次第

〔 令和3年1月21日 13:30～
かでの2・7 1070会議室 〕

1 開 会

2 挨拶

3 内 容

(1) 高病原性鳥インフルエンザ疫学関連農場における疑似患畜
の殺処分等について

(2) 道内全養鶏農場への消石灰緊急配布の完了について

(3) その他

4 閉 会

令和3年1月21日
農 政 部

高病原性鳥インフルエンザへの対応について（家きん）

1 最近の発生状況

（1）国 内

- ・昨シーズン（R1秋からR2春）は全国的に発生を認めず。
- ・今シーズン（R2秋から）は、令和2年11月5日に香川県で2シーズンぶりに発生して以降、西日本を中心に関東以南の地域において、令和3年1月21日までに15県37事例の発生があったところ（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県）。
- ・令和3年1月21日、千葉県のアイガモ飼養農場で国内37例目の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が発生し、この農場から道内赤平市のアイガモ飼養農場が1月19日にヒナを導入しており、当該農場が疫学関連農場となったことから、殺処分等の防疫対応を実施。

（2）海 外

- ・アジア地域を中心とした近隣諸国で継続的に発生。

2 道の取組強化の状況（家きんへの対応）

（1）発生の未然防止に向けた取組

ア 農場・関係団体等への情報提供・注意喚起

- ・発生について迅速に情報提供するとともに、疫学調査チームからの報告を受けた侵入防止対策のポイントについてリーフレットを作成・配布するとともに、注意喚起を実施（令和2年11月5日、12日、20日、25日、12月9日、15日、28日、令和3年1月21日）。
- ・国が11月24日発出した緊急提言を受け、渡り鳥の飛来シーズンを終える令和3年5月までの期間を、養鶏場における予防対策の集中期間として「消毒強化キャンペーン」を実施。

イ 家畜保健衛生所による立入検査等

- ・飼養衛生管理基準の遵守について11月末までに全養鶏場に対し、指導・啓発を実施するとともに、12月9日～11日に改めて指導するなど、月1回を目途とした定期的な自己点検の実施を指導。
- ・野生動物の侵入防止対策、異常家きん発生時の早期通報の再徹底
- ・モニタリング（臨床検査・抗体検査等）の継続実施

ウ 家畜伝染病予防法第30条に基づく緊急消毒の実施

- ・ 全国的な発生リスクの高まっている中、12月9日開催された鳥インフルエンザ関係閣僚会議において、全国一斉の緊急消毒を実施する方針が確認された。
- ・ これを受け、道内における緊急措置として、家畜伝染病予防法に基づく、養鶏場における農場入口及び各畜舎周囲での消石灰散布等による緊急消毒を実施し、道では、家きん飼養農家による確実な消毒の実施と励行のため、1月21日までに、消石灰13,000袋（20kg袋）の配布を完了。

(2) 発生に備えた取組

ア 危機管理体制の維持

- ・ 防疫対応マニュアルの周知・徹底（令和2年3月改正）
- ・ 本庁及び（総合）振興局において警戒本部を継続設置し、定期的に幹事会を開催。

イ 緊急防疫資材の整備及び点検

- ・ 全道14カ所の家畜保健衛生所に加え、道央（日高町：門別競馬場）及び道東（本別町：農業大学校）の2カ所のストックポイントに各10万羽規模の防疫資材を備蓄。

ウ 防疫協定の締結等

- ・ 防疫資材の供給（北海道動物器薬協会、(株)ホームック・ニコット）
- ・ 防疫資材の貸与（(株)共成レンテム）
- ・ 防疫資材の輸送（札幌通運（株）、札幌自動車運輸（株）、日本通運（株））
- ・ 殺処分用炭酸ガスの輸送（エア・ウォーター（株））
- ・ 埋却作業（各（総合）振興局毎の建設業協会等）
- ・ 消毒ポイント等の消毒（一般社団法人北海道ペストコントロール協会）

エ 農場ごとの防疫計画*の点検と見直し

※ 防疫計画：作業者の動員や埋却などの流れを具体的に定めた計画

オ 防疫訓練・演習の実施

- ・ 本庁及び各（総合）振興局において、発生時に設置する対策本部指揮室の設置・運営訓練や防疫演習を実施。

高病原性鳥インフルエンザ疫学関連農場における 疑似患畜の殺処分等について

〔令和3年1月21日〕
農 政 部

1 経 過

- 1月20日午後3時、農林水産省から道に対し、「千葉県アイガモ農場において鳥インフルエンザの簡易検査が陽性となり、1月18日に当該農場からひな約600羽が赤平市アイガモ農場（以下、「A農場」）に搬出されていることから、防疫指針に基づき疫学関連農場として高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜になる可能性があることから、防疫作業の準備を進めること」との指示があり、防疫準備開始。
- 本日午前1時、農林水産省が千葉県アイガモ農場において、本病の疑似患畜（今シーズン国内37例目）が確認され、赤平市等の疫学関連農場に移動した家きんも疑似患畜と判定と公表。
道においても、同時に報道機関に公表するとともに、A農場の疑似患畜について家畜伝染病予防法第16条に基づく殺処分を開始。

2 疑似患畜の判断

千葉県での発生確認に伴い、判定日から遡って1週間以内に当該農場からA農場に導入したひな（19日到着分）について疑似患畜と決定。

なお、疑似患畜は、空知家畜保健衛生（以下、「空知家保」）所長が判断し、家畜防疫員の指示に基づき、家畜伝染病予防法第16条に基づき殺処分。

3 農場所在地

赤平市

4 飼養状況

あいがも 約4,000羽（600～700羽×6棟）

* 1月19日に導入したひなは、6号鶏舎で単独で飼養

※ 国の一報後、空知家保の立入検査の結果、臨床症状なし。あわせて、当該農場の移動自粛を指示。半径3kmに家きん飼養農場なし。

5 殺処分方法・死体の処分方法

（1）殺処分対象

千葉県発生農場から導入した アイガモのひな 637羽

（2）殺処分方法等

- ・殺処分：ペールへの炭酸ガス注入
- ・死体の処分方法：空知家保の焼却炉で焼却

6 殺処分体制

空知家保職員6名、空知総合振興局農務課職員7名で実施

7 防疫措置等の進捗状況

日付	時間	状況
1月21日	1:00	・千葉県アイガモ飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が決定 ・千葉県の発生農場と疫学的に関連のあった赤平市で飼養するアイガモ637羽を疑似患畜に決定
	1:44	・殺処分開始 ・殺処分完了（所要時間44分、殺処分637羽）
	2:45	・飼養場所の清掃開始 ・飼養場所の清掃完了（所要時間61分） ・飼養場所の消毒開始
	3:50	・飼養場所の消毒完了、死体及び汚染物品の密閉確認完了 ・防疫措置完了 ・死体及び物品の搬出開始
	4:40	・死体及び汚染物品の搬出完了 ・撤収完了
	5:40	・死体及び汚染物品の焼却開始（1回目）

※死体及び汚染物品の最終処理は家畜保健衛生所において焼却処理することとし、令和3年1月21日中に完了予定。

8 今後の対応

- A農場については、本日より家畜伝染病予防法第32条に基づき家きん等の移動を禁止するとともに、同法第52条に基づき毎日の死亡羽数を空知家畜保健衛生所に報告。
- 特に問題がなかった場合には、2月5日に家畜防疫員による臨床検査、簡易検査及び血清検査を実施し、陰性を確認後、国と協議のうえ移動の禁止を解除予定。

道内全養鶏農家への消石灰緊急配布の完了について

1 経緯

- 昨年11月に香川県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生して以降、これまでに15県37農場で発生。また、道内を含め野鳥の糞便などからもウイルスを検出し、全国的に本病の発生リスクが高い状況。
- このため、道では、昨年12月14日、家畜伝染病予防法第30条に基づき、100羽以上を飼養するすべての家きん飼養農家203戸に対し、消石灰の散布による緊急消毒を命令。
- 併せて、道では、家きん飼養農家による確実な消毒の実施と励行のため、本日（1月21日）までに、消石灰13,000袋（20kg袋）の配布を完了。

2 今後の対応等

- 過去の高病原性鳥インフルエンザの発生状況を見ると、本州では1～2月に発生のピークを迎える傾向にあり、本道では、渡り鳥の北上を終える5月のゴールデンウィーク前後まで本病の侵入リスクが継続。
- 今シーズンは渡り鳥が運んでくるウイルス量が多く、渡り鳥の営巣地や休息地以外の場所にもウイルスが多量に存在している可能性があることから、定期的な消毒の実施により本病の発生防止に努めることが重要。
- 道では、家きん飼養農家における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、引き続き、積極的な注意喚起を実施。